

## 岐阜県林業士認定要領

### (目的)

第1条 知事は、林業従事者の社会的・経済的地位の向上を図るとともに、林業後継者の養成確保を期するため、林業に関する優秀な技能を有する者を岐阜県林業士として認定する。

### (岐阜県林業士の認定区分及び部門)

第2条 岐阜県林業士として認定する区分は、次のとおりとする。

(1) 林業士長

育林又は素材生産に関する高度な知識や技術を有し、技術指導及び安全指導ができる者

(2) 林業士

育林又は素材生産に関する高度な知識や技術を有する者

(3) 林業士補

育林に関する基礎知識及び基礎技術を有する者

2 林業士には「育林」と「素材生産」の部門を設けるものとする。

### (岐阜県林業士の受験資格)

第3条 第2条第1項の各号に規定する岐阜県林業士の認定審査を受験する者は、岐阜県在住者又は岐阜県在勤者であって、それぞれ次の各号の全ての条件を満たす者でなければ受験することはできない。

(1) 林業士長

ア. 岐阜県林業士（育林）又は岐阜県林業士（素材生産）の認定を受けている者

イ. 林業就業年数10年以上かつ指導経験年数5年以上であって、林業事業体等から推薦を受けた者

ウ. 普通救命講習を修了した者

(2) 林業士

(育林)

ア. 育林に関する職務に従事した期間が5年以上に達する者

イ. 「刈払機取扱作業安全衛生教育修了」及び「伐木作業従事者特別教育修了」の資格を有する者

(素材生産)

ウ. 素材生産に関する職務に従事した期間が5年以上に達する者

エ. 「伐木作業従事者特別教育修了」の資格を有する者

(3) 林業士補

林業従事者又は林業就業希望者のうち、林業士補に認定されることを希望する者

### (認定の申請)

第4条 岐阜県林業士の認定を受けようとするものは、それぞれ次の各号に示す書類を居住地又は勤務地の所轄農林事務所長に提出する。

(1) 林業士長

- ア. 林業士長認定申請書（別記第1号様式）
- イ. 履歴書（別記第2号様式）
- ウ. 林業従事・指導経歴証明書（別記第3号様式）
- エ. 受験票用紙（最近6ヶ月以内に撮影した写真（正面、無帽の顔写真、縦4cm×横3cm、裏面に氏名を自署）を貼付、氏名を記入したもの）（別記第4号様式）
- オ. 安全教育等修了証明書（別記第5号様式）
- カ. 林業士（育林）又は林業士（素材生産）認定証の写し
- キ. 返信用封筒1部（返信先住所、氏名を記入し、切手を貼付したもの。）

(2) 林業士（育林又は素材生産）

- ア. 林業士（育林、素材生産）認定申請書（別記第6号様式）
- イ. 履歴書（別記第7号様式）
- ウ. 林業従事経歴証明書（別記第8号様式）
- エ. 受験票用紙（最近6ヶ月以内に撮影した写真（正面、無帽の顔写真、縦4cm×横3cm、裏面に氏名を自署）を貼付、受験する林業士の部門、氏名を記入したもの）（別記第9号様式）
- オ. 次の免許・資格を有する者はその写し（写し無き場合には免許、資格を認めない）
  - ア) 伐木作業従事者特別教育修了（チェーンソー使用手帳）
  - イ) 刈払機取扱作業安全衛生教育修了
- カ. 返信用封筒2部（返信先住所、氏名を記入し、切手を貼付したもの。受験票送付用、筆記審査結果通知用）

(3) 林業士補

- ア. 林業士補認定申請書（別記第10号様式）
- イ. 受験票用紙（最近6ヶ月以内に撮影した写真（正面、無帽の顔写真、縦4cm×横3cm、裏面に氏名を自署）を貼付、氏名を記入したもの）（別記第11号様式）
- ウ. 次に該当する者はその写し
  - ア) 岐阜県立森林文化アカデミークリエイター科林業専攻卒業証明書
  - イ) 岐阜県立森林文化アカデミーエンジニア科卒業証明書
  - ウ) 「緑の雇用事業」のフォレストワーカー研修修了者登録証明書
- エ. 返信用封筒1部（返信先住所、氏名を記入し、切手を貼付したもの。）

2 農林事務所長は、申請書類の書類形式等を確認し、森林経営課長へ送付する。

3 第1項第1号及び第2号の申請は、隔年とし、その期日は森林経営課長が関係機関に通知する。

4 第1項第3号の申請は、毎年とし、その期日は森林経営課長が関係機関に通知する。

(試験・審査・認定)

第5条 森林経営課長は、岐阜県林業士認定試験班（以下「試験班」という。）を設置し、試験、確認及び研修（以下、「試験等」という。）を実施させるとともに、岐阜県林業士認定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行わせるものとする。

2 試験班の構成員は別記1のとおりとし、試験班に関する庶務については、岐阜県森林文化アカデ

ミー森林技術開発・支援センター技術普及係において処理する。なお、試験班の構成員は、班長が必要に応じて追加することができるものとする。

- 3 試験班が実施する試験等は、次の各号に掲げるとおりとし、第1号及び第2号については、その結果を審査会に報告し、第3号については森林経営課長へ報告するものとする。なお、第3条第1項第3号に基づく申請のうち、第4条第1項第3号のウのいずれかに該当する者については、第3号のイに定める研修及び確認を免除する。
  - (1) 林業士長（第3条第1項第1号）
    - ア 提出書類に基づく資格確認
    - イ 適正試験
  - (2) 林業士（第3条第1項第2号）
    - ア 提出書類に基づく資格確認
    - イ 筆記による一般林業知識試験
    - ウ 林業技術及び技能の実技試験（確認・試験において一定の基準を満たす者について実施する。）
  - (3) 林業士補（第3条第1項第3項）
    - ア 提出書類に基づく資格確認
    - イ 座学研修及び実技研修の習熟度確認
- 4 審査会は、前項の報告に基づき審査を行ったうえで、認定の適否について知事に報告するものとする。
- 5 知事は、第3項の試験班の報告及び第4項の審査会の報告を基に、岐阜県林業士を認定する。なお、第3項の試験班の報告に基づく林業士補の認定については、決定前に審査会に認定案を通知するものとする。

#### （認定証書の授与）

第6条 知事は、岐阜県林業士として認定した者に認定証書（別記第12号様式から別記第14号様式）を授与する。

#### （登録及び公開）

第7条 知事は、林業士長として認定した者を台帳に登録し公開するものとし、その手続きは次のとおり行う。

- (1) 林業士長に認定された者は、登録兼公開届（別記第15号様式）を知事に提出し、知事は、提出された登録兼公開届に基づき台帳（別記第16号様式）を作成し、県公式ホームページに公開する。
- (2) 前号により届け出た登録内容に変更が生じた場合は、登録兼変更届（別記第15号様式）を速やかに知事へ提出するものとする。

#### （個人情報の管理）

第8条 知事は、登録された個人情報については適正に取り扱わなければならない。

(岐阜県林業士の技術向上等)

第9条 知事は、岐阜県林業士相互の連携と技術の向上に資するための講習会の開催等情報の提供に努めるものとする。

(岐阜県林業士認定証の再発行)

第10条 岐阜県林業士の認定を受けた者で、紛失又は変更等の理由により岐阜県林業士認定証の再発行を希望する者は、岐阜県林業士認定証再発行申請書（別記第17号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条に示す様式の認定番号に（再）を付した認定証を発行するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月15日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月8日から施行する。

#### 別記1

##### 岐阜県林業士認定試験班

区 分	職 名
班 長	岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター長
班 員	岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター
〃	班長が必要に応じ、推薦する技術者